

商工会ニュースやはば臨時号No.5

～ 従業員がいる事業所が対象 ～

給与所得者の定額減税に伴う対応にご注意ください！

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。給与所得者については、令和6年6月1日以降に支払われる給与や賞与の源泉徴収税額から減額控除する必要があります。給与所得者の定額減税は下記のとおりとなっております。

（１）定額減税の対象者

定額減税が受けられるのは、合計所得が1,805万円以下（給与収入のみなら年収約2,000万円以下）の居住者。

（２）所得税の定額減税の金額

定額減税の金額は本人と扶養家族一人あたり3万円

（３）扶養家族の範囲

扶養家族（同一生計配偶者＋扶養親族）※合計所得金額が48万円以下（給与収入のみなら年収103万円以下）の居住者。（青色事業専従者と白色事業専従者は除く）

※16歳未満の扶養親族についても定額減税の対象となります。

例）合計所得金額が48万円以下の扶養家族が3名いる場合の所得税定額減税額は、9万円。

（４）給与所得者の所得税の減税方法

給与所得者の所得税の減税は令和6年6月1日以降に支払われる給与や賞与から差し引かれる源泉徴収税額からの減額控除が必要となります。

※令和6年6月2日以降に入社した者は月々ではなく年調時に減税処理を行います。

例）（３）の例に挙げた3人家族の世帯主の給与月額が52万円で、5月まで毎月の給与から源泉徴収税額が1万円差し引かれていた場合の6月支給給与。（所得税定額減税額9万円）

		5月 給与明細	6月 給与明細	7月 給与明細
課税分給与	基本給	520,000	520,000	520,000
	課税支給額合計	520,000	520,000	520,000
非課税支給額	通勤手当	0	0	0
	非課税支給額合計	0	0	0
	総支給額	0	0	0
控除額	健康保険	26,000	26,000	26,000
	厚生年金	52,000	52,000	52,000
	雇用保険	3,000	3,000	3,000
記載が必要！ ↑	所得税	10,000	10,000	10,000
	定額減税額	0	△10,000	△10,000
	住民税	16,600	0	0
	控除額合計	107,600	81,000	81,000

※7月末時点残り減税額 9万－1万（6月減税分）－1万（7月減税分）＝7万（残り減税額）

※（上記条件の場合）同じように8月～11月に支給される給与からも1万円ずつ源泉徴収税額が控除されていきますが、賞与がなければ全部で6万円（1万円×6か月）しか控除できないため、**控除しきれなかった部分は12月に年末調整で控除されます。**

㊟月々の定額減税処理が必要な従業員がいる場合、月々の処理を行わず、年調時にまとめて処理を行ってしまうと、労働基準法24条における違反となり、30万円以下の罰金が科せられる場合がありますのでご注意ください。※詳しくは、商工会または担当税理士にお問合せください！